

ID: 448

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例 第38条		
例規番号	平成18年条例第196号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(罰則)</p> <p>第38条 次に掲げる者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第5条の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者</li> <li>(2) 第7条第1項及び第2項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者</li> <li>(3) 排水設備等の新設を行い、第8条第1項の規定による届出をしなかった者</li> <li>(4) 第11条又は第14条の規定による届出を怠った者</li> <li>(5) 第12条又は第15条の規定に違反して、悪質下水又はし尿を排除した者</li> <li>(6) 第23条の規定により、報告又は資料の提出を求められ、これを拒否し、又は怠った者</li> <li>(7) 第27条第2項の規定による指示に従わなかった者</li> <li>(8) 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者</li> </ol> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日